

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を
改正する政令案要綱

第一 領事官の行う有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為について
の審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。 (本則関係)

第二 この政令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日から施行するものとするこ
と。 (附則関係)